第 74 期
定時株主総会
継続会開催ご通知

日　　時

2026年11月27日（金曜日）午前10時
受付開始：午前９時

場　　所

名古屋市中村区名駅３丁目15番９号
安保ホール（ABO HALL）　３階　会議室

会場変更	2026年８月27日開催の会場と異なりますので、末尾の「定時株主総会継続会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようにご注意ください。

目　　次

第74期定時株主総会継続会開催ご通知 …… 1
事業報告…… 4
連結計算書類…… 21
計算書類…… 23
監査報告…… 25

株式会社オータケ

証券コード：7434

証券コード：7434
2026年11月12日
（電子提供措置の開始日2026年11月６日）

株 主 各 位

名古屋市中区丸の内二丁目１番８号
株式会社オータケ
代表取締役社長 金 戸 俊 哉

第74期定時株主総会継続会開催ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第74期定時株主総会継続会（以下、「本継続会」といいます。）を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

**　本継続会の開催に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。**

当社ウェブサイト
https://www.kk-otake.co.jp/investor/

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

上記のウェブサイトにアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「オータケ」又は「証券コード」に「7434」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順にご選択ください。

　なお、本継続会は、2026年８月27日開催の第74期定時株主総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は第74期定時株主総会において議決権を行使できる株主様と同一となります。

敬 具

記

1．日　　時　2026年11月27日（金曜日）午前10時

2．場　　所　名古屋市中村区名駅３丁目15番９号
安保ホール（ABO HALL）　３階　会議室
（2026年８月27日開催の会場と異なりますので、末尾の「定時株主総会継続会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようにご注意ください。）

3．目的事項
報告事項
1．第74期（2025年６月１日から2026年５月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第74期（2025年６月１日から2026年５月31日まで）計算書類報告の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら第74期定時株主総会継続会 出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎本定時株主総会継続会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
ただし、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は、次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
◎株主総会継続会出席株主さまへの「お土産」はご用意しておりません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況により株主総会継続会の運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。当社ウェブサイト　https://www.kk-otake.co.jp

第74期定時株主総会継続会の開催について

当社は、2026年８月27日開催の第74期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）の目的事項のうち、以下の報告事項に関しまして、本総会において株主の皆様にご報告することができませんでした。そのため本継続会を開催し、ご報告させていただきたく、ご通知申し上げます。

【報告事項】
１．第74期（2025年6月１日から2026年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第74期（2025年6月１日から2026年5月31日まで）計算書類報告の件

本継続会の開催理由及び本継続会の開催について
当社は、当期に計上した売上高の一部において代理人取引等に係る収益認識の適切性に関する問題点について、専門性及び客観性を確保した調査を実施するため、外部専門家及び当社の社外取締役監査等委員から構成される特別調査委員会を設置し調査を進めてまいりました。
当該調査結果を踏まえた適正な決算手続きを実施するため、当期の決算確定には一定の期間を要したため、本総会にて上記報告事項に関して報告できない状況となりました。

この度、遅れておりました決算関連手続きが完了いたしましたので、本総会において、株主様にご承認いただきましたとおり、本継続会の開催をご通知申し上げます。

株主の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。

事　業　報　告

（2025年６月１日から
2026年５月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、実質ＧＤＰ成長率が昨年度に続きプラス成長となりました。政府の物価高対策の効果によりインフレ率は低下傾向にあり、企業収益の底堅さや人手不足を背景に高水準の賃上げが続くことで実質賃金が改善、個人消費を下支えすることで引き続き景気の回復が続きました。一方で、中東情勢に起因する資源価格の上昇や原材料・部品調達における供給制約の影響により、今後の一時的な景気の減速は避けられない状況となっており、また、中国のレアアース輸出規制による製造業の生産下押しなども懸念され、景気が緩やかな回復基調に戻るには時間がかかると考えられます。

当管材業界におきましても、生産能力の増強や自動化への投資、半導体需要の高まりなどにより受注の回復が続きましたが、慢性的な人手不足や地政学リスクの高まりによる部材価格の高騰・供給制約は企業収益の押し下げ要因となっており、当社グループを取り巻く事業環境は今後も予断を許さない状況にあります。

このような状況の下、当社グループは前連結会計年度より「第２次中期経営計画（2025年５月期～2027年５月期）」を策定し取り組んでおります。

営業体制の強化により主力商品の売上を拡大し安定的な利益を確保するとともに、管工事部門の受注体制の整備、ＥＣサイト再構築等により事業領域を拡大することで、収益の確保と一層の売上拡大を図ってまいります。また、人的資本経営への取組として、デジタルトランスフォーメーション推進、働きやすい職場環境の整備、多様な人材の採用、女性活躍の推進等を進めてまいりました。

今後も「第２次中期経営計画」ビジョン実現を目指していくとともに、更なる企業価値の向上に取り組んでまいります。

以上の結果、売上高は356億53百万円（前期比8.1％増）となりました。利益面につきましては、営業利益は11億21百万円（前期比14.7％増）、経常利益は13億62百万円（前期比12.3％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は８億78百万円（前期比2.8％増）となりました。

⑵ 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は29億13百万円であります。

⑶ 資金調達の状況

運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行７行との間で当座貸越契約を締結しております。また、資金調達の機動性及び安定性の確保を図るため、取引金融機関２社とコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

⑷ 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

（単位：百万円）

区　分	第71期 (2023年５月期)	第72期 (2024年５月期)	第73期 (2025年５月期)	第74期 (当連結会計年度) (2026年５月期)
売上高	―	―	32,993	35,653
経常利益	―	―	1,212	1,362
親会社株主に帰属する当期純利益	―	―	855	878
１株当たり当期純利益	―	―	216.41円	224.16円
総資産	―	―	26,064	30,887
純資産	―	―	15,388	17,466
１株当たり純資産額	―	―	3,929.93円	4,453.03円

（注）1.第73期より連結計算書類を作成しているため、第72期以前の各数値については記載しておりません。

2.「１株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数により、また、「１株当たり純資産額」は、期末現在の発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末現在の発行済株式総数につきましては、自己株式を控除しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

（単位：百万円）

区　分	第71期 (2023年５月期)	第72期 (2024年５月期)	第73期 (2025年５月期)	第74期 (当事業年度) (2026年５月期)
売上高	29,321	31,253	32,447	34,350
経常利益	1,105	1,117	1,235	1,285
当期純利益	822	774	882	831
１株当たり当期純利益	205.86円	193.53円	223.30円	212.25円
総資産	23,213	24,526	25,685	30,417
純資産	13,977	14,923	15,422	17,429
１株当たり純資産額	3,494.52円	3,725.00円	3,938.64円	4,443.48円

（注）1.「１株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数により、また、「１株当たり純資産額」は、期末現在の発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末現在の発行済株式総数につきましては、自己株式を控除しております。

2.第72期より、不動産賃貸料の表示方法を営業外収益から売上高へ変更したため、第71期につきましては、当該表示方法の変更を反映した組替え後の数値を記載しております。

⑸ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社は、親会社を有しておりません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社田中産業	30百万円	100%	配管資材の販売

（注）当社の子会社として中国器材株式会社がありますが、子会社の資産、売上高、当期純利益、利益剰余金等からみて重要な子会社には該当いたしません。

⑹ 対処すべき課題

当社は、連結計算書類　連結注記表（追加情報）（不適切な会計処理について）に記載の通り、特別調査委員会から不適切な会計処理についての指摘を受けました。

受領した調査結果での提言を真摯に受け止め、独占禁止法の遵守に関する内部統制システムの仕組みやコンプライアンス体制を強化するとともに、当社グループ一丸となって再発防止策の具体的な施策に取り組んでまいります。上場会社としての信頼性確保に向けた全社的な意識改革として、当社取締役会及び監査等委員会は、調査報告書の内容及び提言を踏まえ、再発防止策の実施状況について定期的に報告を受け、その進捗及び実効性を監督してまいります。また、収益認識基準に関する会計基準及び独占禁止法に関する研修を行うことで適切な会計処理を行う体制を整備し、グループ全体でのコンプライアンス意識の浸透を推進いたします。

今後の見通しにつきましては、中東情勢に起因する資源価格の上昇や原材料・部品調達における供給制約の影響により、今後の一時的な景気の減速は避けられない状況となっております。また、中国のレアアース輸出規制による製造業の生産下押しなども懸念され、景気が緩やかな回復基調に戻るには時間がかかると考えられます。一方で、企業投資は生産能力の増強や自動化、半導体需要の高まりなどにより底堅く推移しており、また、企業の積極的な賃上げも継続していることなどから、受注が直ちに急減する可能性は限定的と思われます。中東情勢の長期化など、景気の先行きは引き続き不透明な状況で推移する中、人件費・原材料費等は依然として上昇しており、当社グループを取り巻く事業環境は今後も予断を許さない状況にあります。

このような環境下において、当社グループは「第２次中期経営計画」の実現により、事業基盤の整備及び更なる企業価値の向上に取組んでまいります。

① 既存事業の収益力強化
② 事業領域拡大による成長促進
③ サステナビリティ／人的資本経営の実践
④ 資本コストや株価を意識した経営の実現

以上、今後の外部環境の変化に柔軟に対応しつつ、課題克服に全力を傾注してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続き相変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

⑺ 主要な事業内容（2026年５月31日現在）

配管資材の販売

⑻ 主要な事業所（2026年５月31日現在）

① 当社

本　　社	名古屋市中区		
支　　店	札　幌（札幌市東区）	新　潟（新潟市東区）	
	北関東（さいたま市見沼区）	東　京（東京都墨田区）	
	静　岡（静岡県富士市）	北　陸（富山県射水市）	
	名古屋（名古屋市中区）	関　西（堺市美原区）	
	九　州（福岡市博多区）		
営 業 所	神奈川（神奈川県平塚市）		
事 務 所	横　浜（神奈川県横浜市）	浜　松（浜松市中央区）	
	四日市（三重県四日市市）		
物流拠点	名古屋物流センター（名古屋市中川区）		
	浦安物流センター　（千葉県浦安市）		
	三河配送センター　（愛知県岡崎市）		
	長野配送センター　（長野県松本市）		

② 子会社：株式会社田中産業

本　　社　堺市堺区

⑼ 従業員の状況（2026年５月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
315名（46名）	＋15名（＋2名）

（注）従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
297名（46名）	＋14名（＋2名）	38.7歳	12.3年

（注）従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑽ 主要な借入先（2026年５月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	824百万円
株式会社名古屋銀行	700百万円

2．会社の株式に関する事項（2026年５月31日現在）

⑴　発行可能株式総数　　13,000,000株

⑵　発行済株式の総数　　4,284,500株（自己株式362,106株を含む）

⑶　株主数　　1,402名

⑷　上位10名の大株主

株主名	株式数（千株）	持株比率（%）
オータケ持株会	496	12.66
西尾市	363	9.25
株式会社キッツ	338	8.61
オータケ従業員持株会	322	8.22
岡谷鋼機株式会社	163	4.15
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	130	3.31
株式会社名古屋銀行	107	2.74
株式会社ベン	107	2.72
株式会社ヨシタケ	77	1.96
大嶽宜寛	70	1.78

（注）１．当社は自己株式362,106株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は発行済株式の総数から自己株式を控除した数に基づき算出しております。

(5)　当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区分	株式の種類及び数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	当社普通株式　6,700株	４名

（注）１．監査等委員である取締役及び社外取締役に上記株式報酬を付与していません。
２．当社の株式報酬の内容につきましては、「３．会社役員に関する事項（４）取締役の報酬等」に記載しております。
３．当社は、2021年8月25日開催の第69期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入

しております。これを受け、2025年９月26日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、2025年10月24日付で取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）４名に対して自己株式6,700株の処分を行っております。この譲渡制限付株式は、対象取締役が当社の取締役から退任する日までの間、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとされております。

3．会社役員に関する事項

⑴　取締役の氏名等（2026年５月31日現在）

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
金戸　俊哉	代表取締役社長	
村井　善幸	取締役会長	株式会社田中産業　取締役
岡沢　　等	取締役　営業本部長	
山田　勝猛	取締役　営業本部副本部長	中国器材株式会社　代表取締役社長
小川　真紀	取締役	株式会社Collective Intelligence　代表取締役
宮廣　慎一郎	取締役	ＪＥＳ総合研究所株式会社　代表取締役
愛敬　　晃	取締役　監査等委員・常勤	
赤星　知明	取締役　監査等委員	赤星公認会計士事務所所長 パブリック株式会社　社外監査役 シンコール本部株式会社　社外監査役
石原　宏一	取締役　監査等委員	弁護士（石原総合法律事務所） 社会福祉法人ともいき　理事

（注）１．取締役小川真紀氏及び宮廣慎一郎氏並びに取締役監査等委員赤星知明氏及び石原宏一氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。

２．当社は、取締役小川真紀氏及び宮廣慎一郎氏並びに取締役監査等委員赤星知明氏及び石原宏一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

３．取締役監査等委員赤星知明氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

４．取締役監査等委員石原宏一氏は、弁護士として企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。

5．取締役監査等委員愛敬晃氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由につきましては、社内の事情に精通した者が、取締役会以外の重要な会議に出席し、内部監査部門等との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに監査・監督を行うことで、監査等委員会における監査・監督の実効性を高めるためであります。

⑵　責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役の全員は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

⑶　役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約は被保険者が負担することとなる会社役員としての業務行為に起因して損害賠償請求がされた場合の損害を填補の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する場合には填補の対象としないこととしております。

⑷　取締役の報酬等

①　取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

1.基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、各取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的な内容としては、基本報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬（ＲＳ）により構成され、監督機能を担う監査等委員である取締役及び社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととしております。

2.基本報酬（金銭）の個人別報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、役位・職責・在任年数等に応じて、業績・従業員給与等の水準を考慮しながら、総合的に勘案し決定しております。

3.業績連動報酬の内容及び額の決定に関する方針

当社の取締役の業績連動報酬は、前連結会計年度対比の達成状況に応じた業績連動報酬を採用しております。業績連動報酬に係る指標は、前連結会計年度の売上高・営業利益・経常利益等であり、各連結会計年度の安定的な収益計上を重視して、当該指標を選択しております。金銭報酬における基本報酬と業績連動報酬の割合は代表取締役が60%：40%とし、その他の取締役が70%：30%といたしております。

当連結会計年度（第74期）における業績連動報酬に係る指標のうち、前連結会計年度（第73期）の売上高の目標は32,000百万円、実績は32,993百万円であり、同じく営業利益の目標は950百万円、実績は977百万円であり、同じく経常利益の目標は1,150百万円、実績は1,212百万円であります。

4.譲渡制限付株式報酬（RS）の決定に関する方針

当社の譲渡制限付株式報酬は、当社の取締役会において定める一定の非違行為がなかったこと及び当社の取締役会が定めたその他必要と認められる要件を満たした社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）に付与しております。

5.取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等については、取締役会決議に基づいて代表取締役社長金戸俊哉がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は各取締役の基本報酬の額並びに各取締役の業績寄与度等のプロセス評価を踏まえた評価配分とすることとしております。代表取締役社長に委任する理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

なお、現行の当該方針（取締役報酬等の決定方針）は、取締役会で決議しております。当事業年度の当社の取締役の報酬については、2025年8月28日開催の取締役会にて決定しており、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容がこの決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の額は、2015年８月27日開催の第63期定時株主総会決議において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）について年額150百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役について年額30百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は７名、監査等委員である取締役の員数は３名です。

取締役の報酬等の額とは別枠として、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額20百万円以内とすることを2021年8月25日開催の第69期定時株主総会で決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は３名です。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬（RS）	
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （うち社外取締役）	100,020 (7,800)	60,393 (7,800)	27,454 (—)	12,172 (—)	6 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	17,080 (5,700)	17,080 (5,700)	— (—)	— (—)	5 (3)
合計 （うち社外取締役）	117,100 (13,500)	77,473 (13,500)	27,454 (—)	12,172 (—)	11 (5)

（注）取締役（監査等委員である取締役を除く。）の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

⑸　社外役員に関する事項

①　他の法人等の業務執行取締役等の重要な兼職状況

取締役小川真紀氏は、株式会社Collective Intelligenceの代表取締役であります。なお、当社と株式会社Collective Intelligenceとの間には顧問契約を締結しております。

取締役宮廣慎一郎氏は、JES総合研究所株式会社の代表取締役であります。なお、当社と同社との間には特別の関係はありません。

取締役監査等委員赤星知明氏は、赤星公認会計士事務所所長であります。なお、当社と同事務所との間には特別の関係はありません。

取締役監査等委員石原宏一氏は、石原総合法律事務所の弁護士であります。当社は、同事務所と法律顧問契約を締結しております。

②　他の法人等の社外役員の重要な兼職状況

取締役監査等委員赤星知明氏は、パブリック株式会社の社外監査役及びシンコール本部株式会社の社外監査役であります。なお、当社とパブリック株式会社及びシンコール本部株式会社との間には特別の関係はありません。

取締役監査等委員石原宏一氏は、社会福祉法人ともいきの理事であります。なお、当社と同法人との間には特別の関係はありません。

③　社外役員の主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況及び期待する役割に関して行った職務の概要
取締役	小川　真紀	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席いたしました。 人的資本分野における専門的見地を活かし、他社での代表としての客観的かつ公正な立場から社内取締役とは異なる視点による助言・監督を行うことが期待されており、これらの役割を果たすことで、取締役会の実効性向上に寄与いたしました。
取締役	宮廣　慎一郎	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席いたしました。 企業戦略に関する専門的見地と他社での代表としての客観的かつ公正な立場から社内取締役とは異なる視点による助言・監督を行うことが期待されており、これらの役割を果たすことで、取締役会の実効性向上に寄与いたしました。
取締役 (監査等委員)	赤星　知明	当事業年度に開催された取締役会13回のすべて、監査等委員会７回のすべてに出席いたしました。 公認会計士として専門的見地と他社での社外監査役としての客観的かつ公正な立場から社内取締役とは異なる視点による助言・監督を行うことが期待されており、これらの役割を果たすことで、取締役会の実効性向上に寄与いたしました。また、監査等委員会においても適切な意見・提言を行っております。
取締役 (監査等委員)	石原　宏一	就任後開催の取締役会10回のすべて、監査等委員会５回のすべてに出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から客観的かつ公正な立場で社内取締役とは異なる視点による助言・監督を行うことが期待されており、これらの役割を果たすことで、取締役会の実効性向上に寄与いたしました。また、監査等委員会においても適切な意見・提言を行っております。

（注）上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が４回ありました。

4．会計監査人の状況

⑴　名称

太陽有限責任監査法人

⑵　報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	50百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 上記の報酬等の額には、特別調査費用等引当金繰入額に計上されている2026年５月期売上高の一部に係る代理人取引等の収益認識の適切性による不正行為に関する監査業務に対する報酬等が含まれております。

⑶　非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑷　会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会の目的事項とすることにいたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑸　責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を継続的に大きくし続けることが経営の最重要課題として位置づけるとともに経営ビジョン「未来に向かって共に進む」の下、サステナブルな社会の実現に貢献していくことで企業価値を向上し、当社株式の市場価値を高めてまいります。また、経営の効率化を図りながら、安定的な配当を維持継続していくことを基本とし、累進配当（維持・増配）を継続的に実施する方針であります。内部留保資金の使途につきましては、今後の事業拡大を図るために有効に活用してまいります。

なお、当事業年度の配当金は上記利益配分に関する基本方針のもと、前事業年度に比べ3円増配し、１株当たり40円（普通配当40円）とする議案を2026年8月27日開催の本総会において可決承認されております。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2026年５月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**17,376,163**	**流動負債**	**10,945,798**
現金及び預金	2,444,421	支払手形及び買掛金	2,786,569
受取手形	74,113	電子記録債務	6,115,147
電子記録債権	5,671,700	短期借入金	700,000
売掛金	4,985,142	１年内返済予定の長期借入金	299,000
商品	3,942,733	未払法人税等	264,364
未成工事支出金	965	賞与引当金	255,952
その他	258,107	特別調査費用等引当金	78,400
貸倒引当金	△1,020	その他	446,365
固定資産	**13,511,124**	**固定負債**	**2,474,944**
有形固定資産	**7,690,747**	長期借入金	525,500
建物及び構築物	1,021,362	繰延税金負債	949,669
機械装置及び運搬具	28,539	再評価に係る繰延税金負債	117,314
土地	6,186,830	退職給付に係る負債	769,594
建設仮勘定	299,784	資産除去債務	40,415
その他	154,231	その他	72,450
無形固定資産	**454,525**	**負債合計**	**13,420,743**
のれん	114,563	**純資産の部**	
その他	339,962	**株主資本**	**15,224,400**
投資その他の資産	**5,365,851**	**資本金**	**1,312,207**
投資有価証券	5,203,676	**資本剰余金**	**1,316,446**
その他	167,014	**利益剰余金**	**13,243,337**
貸倒引当金	△4,840	**自己株式**	**△647,590**
		その他の包括利益累計額	**2,242,143**
		その他有価証券評価差額金	**2,476,978**
		土地再評価差額金	**△234,835**
		純資産合計	**17,466,544**
資産合計	**30,887,287**	**負債・純資産合計**	**30,887,287**

連結損益計算書

（2025年６月１日から
2026年５月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**35,653,685**
売上原価		**30,485,095**
売上総利益		**5,168,590**
販売費及び一般管理費		**4,046,962**
営業利益		**1,121,628**
営業外収益		
受取利息	1,899	
受取配当金	109,100	
仕入割引	142,610	
その他	26,331	279,941
営業外費用		
支払利息	18,745	
債権売却損	16,181	
その他	4,607	39,534
経常利益		**1,362,035**
特別利益		
投資有価証券売却益	17,181	17,181
特別損失		
投資有価証券売却損	8,372	
投資有価証券評価損	16,770	
特別調査費用等引当金繰入額	78,400	103,543
税金等調整前当期純利益		**1,275,673**
法人税、住民税及び事業税	467,310	
法人税等調整額	△70,287	397,022
当期純利益		**878,651**
親会社株主に帰属する当期純利益		**878,651**

貸 借 対 照 表

(2026年 5 月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**16,726,758**	**流動負債**	**10,597,156**
現金及び預金	1,956,025	電子記録債務	6,024,888
受取手形	74,113	買掛金	2,571,946
電子記録債権	5,711,984	短期借入金	700,000
売掛金	4,802,543	1年内返済予定の長期借入金	299,000
商品	3,925,092	未払金	170,355
未成工事支出金	965	未払法人税等	243,994
その他	257,064	賞与引当金	248,962
貸倒引当金	△1,030	特別調査費用等引当金	78,400
固定資産	**13,691,185**	その他	259,609
有形固定資産	**7,625,364**	**固定負債**	**2,391,720**
建物	990,227	長期借入金	525,500
構築物	21,077	退職給付引当金	746,397
機械及び装置	8,425	繰延税金負債	889,659
車両及び運搬具	20,113	再評価に係る繰延税金負債	117,314
工具、器具及び備品	152,551	その他	112,849
土地	6,133,183	**負債合計**	**12,988,876**
建設仮勘定	299,784	**純資産の部**	
無形固定資産	**186,360**	**株主資本**	**15,204,947**
商標権	490	**資本金**	**1,312,207**
ソフトウエア	178,137	**資本剰余金**	**1,316,446**
電話加入権	1,627	資本準備金	1,315,697
ソフトウエア仮勘定	6,105	その他資本剰余金	749
投資その他の資産	**5,879,461**	**利益剰余金**	**13,223,884**
投資有価証券	5,054,701	利益準備金	313,051
関係会社株式	673,890	その他利益剰余金	12,910,832
破産更生債権等	8,618	圧縮積立金	425,096
長期前払費用	15,471	別途積立金	5,000,000
その他	131,619	繰越利益剰余金	7,485,735
貸倒引当金	△4,840	**自己株式**	**△647,590**
		評価・換算差額等	**2,224,120**
		その他有価証券評価差額金	**2,458,955**
		土地再評価差額金	**△234,835**
資産合計	**30,417,944**	**純資産合計**	**17,429,067**
		負債・純資産合計	**30,417,944**

損 益 計 算 書

（2025年６月１日から
2026年５月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**34,350,213**
売上原価		**29,450,089**
売上総利益		**4,900,124**
販売費及び一般管理費		**3,853,836**
営業利益		**1,046,287**
営業外収益		
受取利息	36	
有価証券利息	1,409	
受取配当金	109,580	
仕入割引	142,610	
その他	25,131	278,769
営業外費用		
支払利息	18,745	
債権売却損	16,181	
その他	4,607	39,534
経常利益		**1,285,522**
特別利益		
投資有価証券売却益	17,181	17,181
特別損失		
投資有価証券売却損	8,372	
投資有価証券評価損	16,770	
特別調査費用等引当金繰入額	78,400	103,543
税引前当期純利益		**1,199,161**
法人税、住民税及び事業税	431,790	
法人税等調整額	△64,605	367,184
当期純利益		**831,977**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月26日

株式会社　オータケ
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
　名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	本田　一暁
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	冨田　東

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社オータケの2025年６月１日から2026年５月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オータケ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会 の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月26日

株式会社　オータケ
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
　名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	本田　一暁
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	冨田　東

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社オータケの2025年６月１日から2026年５月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会 の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年6月1日から2026年5月31日までの第74期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められませんが、特別調査委員会から、一部の取引に関し独占禁止法上の問題（不当な取引制限）に該当する可能性や不適切な会計処理等についての指摘を受けております。監査等委員会としては、これらの事態を重く受け止め、取締役会の監督機能の強化を含め、会社の対応状況を注視してまいります。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。しかしながら、事業報告の対処すべき課題に記載の通り、特別調査委員会から不適切な会計処理及び独占禁止法上の問題に関する指摘を受けていることから、当該内部統制システムには改善すべき点があると認めます。監査等委員会としては、内部統制システムの更なる充実が必要であると考え、特別調査委員会による提言を踏まえた再発防止策の実施状況について、その進捗を監視・検証してまいります。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果
　会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
(3)連結計算書類の監査結果
　会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年10月27日

株式会社オータケ　監査等委員会
常勤監査等委員　愛敬　晃　㊞
監　査　等　委　員　赤星 知明　㊞
監　査　等　委　員　石原 宏一　㊞

（注）監査等委員赤星知明及び石原宏一は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

定時株主総会継続会会場ご案内図

会　場

安保ホール（ABO HALL）　３階　会議室
住　所：名古屋市中村区名駅3丁目15番9号
電　話：052-561-9831
(2026年８月27日開催の会場と異なります。お間違えのないよう
ご注意ください。)

交　通

ＪＲ名古屋駅　徒歩3分
名古屋駅桜通口を出て、大名古屋ビルヂング前の横断歩道を
渡り左折し、その後右折して道なりに進むと、左手にあります。



※　駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

FSC ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C013080

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。